

大東監第207号
平成31年3月20日

請求人様

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 酒井一樹

住民監査請求の監査結果について（通知）

平成31年1月24日付けで提出のあった住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定により、監査結果を通知します。

1 請求人の請求内容

(1) 監査の請求

① 請求日 平成31年1月24日

② 請求人 (略)

(2) 請求の要旨

① 違法・不当な公金支出及び事実確認の遅れ、対応の遅れ

大東市バドミントン連盟が主催するいくつかの大会には大会ごとに6万円から7万円の補助金が大東市教育委員会スポーツ振興課より支給されている。

補助金受給の仕組みは

ア 大東市バドミントン連盟が決算書を作成し体育協会に提出

イ 体育協会は内容を精査しスポーツ振興課に申請

ウ スポーツ振興課より大東市バドミントン連盟に補助金の手渡しでおりるという流れである。

報告書を提出していたのはAという人で体育協会の理事も兼ねており、補助金を封筒で直接受け取っていたのもAである。

また、大東市バドミントン連盟の会長はBで報告書の記載者はBになっておりなんらかの付度があったのではないかと疑わざるを得ない。

この市に提出している決算書とバドミントン連盟が毎年度末に行われる総会で提出される決算書と実際の決算書のすべて数字が全然違う。

その点についてAは「それは体育協会からの指示でやった。どこの連盟もやっていること。」との返答があった。

もしも、これが事実であるならば体育協会からの指示であれば各連盟に毎年300万円以上の市民の税金が虚偽に搾取されていることになる。

AはC(個別クラブ名)というレディースチームの代表でもあり大東市バドミントン連盟の競技部会計や総務部などお金を預かるポジションにすべてC(個別クラブ名)の人間をおいている。

また、歴代会計は今までの領収書はすべて捨てたとのこと。

そして現在もその会計担当者は相変わらず会計をしている。

本当に体育協会からの指示があったのか、なぜH30.1月末まで大東

市バドミントン連盟は改善した報告書を近日まで提出しなかったのか、C（個別クラブ名）のメンバーをはじめとする大東市バドミントン連盟の一部幹部による不正受給であったのか、Bによる補助金不正であったのか明確な回答は得られていない。

これと同時に提出するBによる政務活動費不正受給の手口と酷似しており、領収書の偽造及び補助金搾取について疑わざるを得ない。

また、体育協会常任理事を辞任したAに代わって常任理事になったDもAが代表を務めるC（個別クラブ名）の一員であり、子EをF中に通わせているが越境入学である。

EにおいてはH29年4月にG（学校名）に入学したがわずか数か月で夏の全国中学生大会大阪府予選前に急に転校し、越境入学によりF中に入學。

実家はH（地名及び施設名）であり子IはJ小。

祠のようなH（地名及び施設名）の住所を使い、実際には居住実態のない住所で届けを提出し越境入学など許されるのでしょうか。

また現在競技部長のKはL子供会の名前で住道南小学校の体育館を無料で使用している。

しかし、実際には子供会とは一切関係ない子らも参加しM（個別クラブ名）の名前で1回500円でL子供会以外の大人や子供を集め営利目的での活用である。

他にも大東市バドミントン連盟の名前で体育館を借り（体育館使用料半額のため）営利目的で活動している団体がジュニア、大人ともに存在している。

C（個別クラブ名）においても月曜日は大東市バドミントン連盟の名前で年間の体育館を取り、金曜日はN（個別クラブ名）という別の名前で市民体育館を半額で押さえているが、実際にはC（個別クラブ名）のレディースの練習である。（添付資料Ⅳ）

また、H30年度の市民大会などにおいては参加者数が激減。大人に関しては壊滅的である。

H30年4月に発足した大東市バドミントン協会（会長O）には大東市

の若手を中心に約300名が登録。

中でもH30年度大阪府社会人チャンピオンの副理事長P、大阪総合2位で元全日本2位の指導部長Q、社会人2位の会計Rら役員らも大阪でトップクラスの実力を有している人材が多数在籍している。

6月、11月の大会でも200名以上が参加している。

7月大東市市民体育館、8月諸福小学校で保育園児を中心にバドミントン無料体験会を実施。父兄らから好評を得た。

② 経緯

イ H29年6月初旬、S神社禰宜で大東市バドミントン連盟競技部長Tは他のスポーツ連盟の体育協会理事よりバドミントン連盟の会計報告書の不正疑惑について指摘を受けたため、他のバドミントン連盟役員たちに会計報告書について問い正したが明確な回答は得られなかった。

ロ そのためにTは大東市に対し、情報公開請求し、添付資料Iの資料を得た。

ハ 市に提出している決算書(添付資料I)とバドミントン連盟が毎年度末に行われる総会で提出される決算書(添付資料II)参照と実際の決算書がすべて数字が全然違っていたため、報告書を提出していたAに説明を求めたところ「それは体育協会からの指示でやった。どこの連盟もやっていること。」との返答があり、もしも、これが事実であるならば体育協会からの指示であれば各連盟に毎年300万円以上の市民の税金が虚偽に搾取されていることになる。

(Aが役員全員に宛てたメールを添付資料IIIとして提出)

ニ 同年7月3日添付資料I、II、IIIを持参し、大東市監査委員会室長中村康成の元を訪れ相談。

同日大東市教育委員会スポーツ振興課課長前田長昭、大東市教育委員会スポーツ振興課田中を含め4人で大東市民会館4階の教育委員会横の会議室にて対応を協議した。

大東教育委員会スポーツ振興課課長前田長昭から大東市体育協会に事実確認し連絡するとの回答が得られた。

ホ 同年9月3日スポーツ振興課課長前田長昭より電話があり、9月7日及

び9月14日の体育協会の役員会に自分も出席するとの回答があった。

へ 同年9月15日スポーツ振興課課長前田長昭より電話があり、「体育協会で指示した者はいない。今後は記載に気を付けましょう。という結論になった」との報告を受けた。

その際、補助金の返還、再調査および指導などの処置は一切なかった。

ト 2017年11月17日NHK放送の報道通り(以下参照)

大阪・大東市から大会の運営委託費などとして毎年十数万円を受け取っている大東市バドミントン連盟が、収支報告の金額などが不適切だと市から指摘を受けていたことがわかった。提出された報告書にはおとし9月の大会収入は19万円余ですべて使い切ったと記載されているが、連盟内部の会計資料では28万円余の収入があり7万5000円余の黒字と記載されていた。

他にも複数収支が異なる報告書があり、市では不必要な支出がなかったか過去3年分の報告書の調査を決定、大東市教育委員会は調査次第では返金してもらおうとしている。と、あるが、大東市教育委員会スポーツ振興課課長前田長昭には既に2017年7月3日に不正受給の事実を指摘している。

修正申告をさせるならばもっと早期にさせるべきであり、いまだに大東市体育協会からの指示で補助金不正受給があったのか、大東市バドミントン連盟の一部幹部のA及びBによる補助金不正であったのか明確な回答は得られていないというのは行政の怠慢である。

チ NHK放送の報道では連盟の理事長は取材に対し、“記載に誤りがあったのは事実だが着服などの不正は一切ない” “すでに改善策を実施していた今後は正確な記載を心がけたい” と話している。とあるが、大東市バドミントン連盟が修正申告を提出したのは2018年1月26日である。

また、今までの領収書はすべて捨てたと言っている当事者であるUはいまだにバドミントン連盟の理事である。

2018年1月25日に大東市教育委員会スポーツ振興課課長前田長昭、体育協会事務局長V、大東市教育委員会生涯学習部部長南田隆司の3名がS神社禰宜で大東市バドミントン連盟競技部長のTの元を訪れ

「資料を貸してほしい。」とお願いに訪れた後のことである。

同年1月29日大東市教育委員会スポーツ振興課課長前田長昭、大東市教育委員会スポーツ振興課田中、体育協会事務局長Vの3名がTの元を訪れ「穏便に終わらせて欲しい。」とお願いにきた。

リ 同年2月5日大東市教育委員会スポーツ振興課課長前田長昭、体育協会事務局長V両名がTの元を訪れ対応の遅れについては謝罪頂いたが、肝心の大東市体育協会からの指示で補助金不正受給があったのか、大東市バドミントン連盟の一部幹部による不正受給であったのか、A及びBによる補助金不正であったのか明確な回答は得られていない(音声データファイル参照)。

ヌ 同年2月11日大東市バドミントン連盟理事会にてAは「それは体育協会からの指示でやった。どこの連盟もやっていること。」と述べた。

理事長のW、A両名の4月の辞任が決議されたようであるが、肝心な部分は一向に明らかになっていない。

③ その行為によりどのような損害が生じ責任はだれにあるのか

大東市体育協会からの指示で補助金不正受給があったとすれば各連盟に毎年300万円以上の市民の大切な税金が虚偽に搾取されていることになる。

大東市教育委員会スポーツ振興課課長前田長昭は「われわれには調査権がないので調べることはできません。」と述べているが、ではなぜ指摘から半年以上経った今、急に領収書を調べ出したり、急にうちにくるようになったのか疑念しか抱かない。

誰がこの点を明らかにし、誰が責任を負うのか責任の所在をはっきりとさせて頂きたい。

④ 結論

大東市教育委員会スポーツ振興課課長前田長昭、体育協会事務局長Vの両名は、「体育協会で指示した者はいない。」と言い切っているが、Aは「それは体育協会からの指示でやった。どこの連盟もやっていること。」と言い切っている。

2017年7月よりこの問題に取り組むように指摘していたが、いまだに

結論が出ず解決していないのは行政の怠慢に他ならない。

また怪しい領収書に対し今になって調査を始めているようであるが、なぜ7月の時点でやらなかったのか甚だ疑問である。

9月15日の時点で再調査および指導などの処置は一切なかったにも関わらず、T氏から連絡し「住民監査請求をします。」と伝えてからはじめてT氏の元を訪れるようになり急に動き出したことへも疑念を強く抱く。

⑤ 求める措置

監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

ア 数年に亘る大東市バドミントン連盟による補助金不正受給は大東市体育協会からの指示で不正受給があったのか、大東市バドミントン連盟の一部役員による不正受給であったのか、A及びBによる補助金不正であったのか、責任の所在をあきらかにしたうえで厳正に対処せよ。

イ 大東市スポーツ振興課から体育協会を通じて各スポーツ連盟に対する補助金の受給の仕方について、大東市が責任を持って分配、管理するように勧告せよ。

現在手渡しにて封筒で個人に渡している補助金について銀行振り込みにするなど適切な渡し方に改善せよ。

ウ 大東市バドミントン連盟のプール金約200万円は補助金不正及び体育館使用料の減免により得られた金が大半である。

市長は大東市バドミントン連盟に対し即刻全額没収し、大東市のスポーツ振興に役立てよ。

エ 補助金について不正の根源が体育協会であれば体育協会に対する補助金受給をただちに辞めよ。

補助金について不正の根源が大東市バドミントン連盟であれば即刻大東市バドミントン連盟を体育協会から除名せよ。

オ 体育館の減免措置について体育協会に属していなければ半額減免できない制度を改めよ。体育協会に属している団体のハンコさえあれば体育館使用料を減免できる制度を即刻中止せよ。

カ 大東市は1競技1団体しか体育協会に属することができず、半額減免や市民体育館の年間使用会議に出席できないなどの制度を根本的に改めよ。

- キ 営利目的で体育館を借りている団体に対し減免制度をただちに中止せよ。
- ク 居住実態のない住所で届けを提出し、越境入学している生徒達に対し市長は適切な処置を施せ。

事実証明書・添付書類

- 証拠 1 番 H 2 5 ～ H 2 9 年 収支報告書
- 証拠 2 番 H 2 7 ～ H 2 9 年 連盟総会資料
- 証拠 3 番 H 2 5 ～ H 2 9 年 会計明細
- 証拠 4 番 C（個別クラブ名） クラブ員募集資料
- 証拠 5 番 Aより役員全員にあてたメール 1通

2 請求の受理

本請求は平成31年1月24日に提出され、同年2月19日に要件審査を行った。

請求の内容は多岐に亘るが、主たる内容は①大東市バドミントン連盟(以下「連盟」という。)が大東市体育協会(以下「体育協会」という。)から交付された補助金について不正受給が行われているとの主張、②大東市教育委員会(以下「委員会」という。)が連盟、C(個別クラブ名)、L子ども会(以下「連盟等」という。)に行った大東市立小・中学校の体育館及び大東市立市民体育館(以下「体育館等」という。)の使用料減免の内容に違法・不当があるとの主張、の概ね2点に集約することができる。

このうち①については、市から体育協会に対する支出は、事業実施に伴う収支不足額を補填するような補助金としての支出ではなく、委託契約を締結する方法で体育協会加盟の各競技団体が所管する事業の実施を委託し、事業実施という成果に対して委託料を支払っているものである。

仮に請求人の主張が、市から体育協会への委託料の支払に違法・不当があると主張しているものと解釈しても、市による委託料の支払いは平成28年4月22日であり、また市による委託業務の履行確認は平成29年3月31日であることから、監査請求の行われた平成31年1月24日にはいずれも地方自治法（以下「法」という。）の定める1年の監査請求が可能な期間を超えているものである。

また請求人の代理人は平成31年2月27日の陳述の場で、「2018年1月26日に連盟から体育協会に修正申告」が行われており、本件請求が監査請求可能期間の1年の範囲内にあると主張する。

確かに市においても、委託事業の報告書に添付している連盟の収支報告書に誤りがあったとして、平成30年3月5日に体育協会から修正前、修正後の収入額と支出額が記載された書類を受領している。

しかしながらこの書類は、市が平成28年4月22日に行った委託料の支出や、平成29年3月31日に行った委託業務の履行確認に何ら影響を及ぼすものではなく、監査請求が可能な1年という期間の起点を変更させるものでもない。

従って、請求内容①については法第242条第2項に定められた1年の期間制限を超えたものであり、法に定める形式的要件を具備していないものである。

また請求人はこの外、「体育協会から各スポーツ連盟への補助金の支払いを市が分配、管理し、支払方法を現金方式から口座振込方式に変更すること。」、「体育協会から連盟を除名すること。」、「体育協会所属を1競技につき1団体とする制度を改めること。」、「役員の子が越境入学していることに対し市は適切な措置をとること。」を求めているが、いずれについても市の財務会計上の行為を対象とするものではなく、法に定める形式的要件を具備していない。

よって本件については、②に示す委員会が行った連盟加盟チーム等に対する体育館等の使用料減免の内容が違法・不当であるとの主張について、法に定める形式的要件を具備しているものとして、平成31年1月24日付けで請求を受理することとした。

3 監査の実施

(1) 監査対象事項

本件請求については、前述のとおり委員会が連盟等に行った体育館等の使用料減免の内容に違法・不当があるのか、その結果市長は当該使用者に対して損害賠償請求又は不当利得返還請求を行うべきか否かを監査の対象事項とした。

(2) 監査対象部課からの関係書類の提出

平成31年2月20日に、対象事務を担当する教育委員会事務局学校教育部学校管理課（以下「学校管理課」という。）及び教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課（以下「スポーツ振興課」という。）から、監査に必要な関係書類の提出を受けた。

(3) 請求人の証拠の提出及び陳述

平成31年2月27日に、法第242条第6項に基づく証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、代理人が出席され陳述が行われた。

新たな証拠の提出は行われなかった。

(4) 監査対象部課からの事情聴取

平成31年2月25日に、対象事務を担当する学校管理課及びスポーツ振興課から事情を聴取した。

(5) 関係人への調査

平成31年3月6日に、L子ども会会長X氏及び同子ども会副会長K氏に対し、子ども会活動について確認を行うため文書で回答を依頼した。

また同日、連盟役員D氏に連盟活動について確認を行うため、文書で回答を依頼した。

平成31年3月11日に、子ども会副会長K氏及び連盟役員D氏の代理人Y氏から文書回答を得た。

平成31年3月12日に、L子ども会会長X氏から文書回答を得た。

4 監査の結果

(1) 認定した事実

ア 大東市立小・中学校の体育館（以下「学校体育館」という。）及び大東市立市民体育館（以下「市民体育館」という。）は、それぞれ「大東市立小・中学校の施設の使用に関する条例」及び「大東市立体育施設条例」において、使用制限に抵触しない限り誰でも使用することができる。

イ 体育館等を使用する際には、各条例の規定により使用料が発生するが、一定の条件が認められたときは、10割まで減免することができる。

ウ 学校体育館の所管は学校管理課である。また市民体育館の所管はスポーツ振興課である。

エ 市民体育館の現場においては、指定管理者が予め市から示された条例及び

規則による基準により減免措置を行っている。

オ 体育館等の使用を許可できない条件のひとつに、「営利目的で使用する
とき」がある。

カ Lこども会は、学校体育館を使用するにあたり、学校管理課が運用してい
る「大東市立小・中学校屋内運動場等の使用に関する内規」（以下
「内規」という。）に基づき、使用料を10割減免で申請している。

キ 連盟は、市民体育館において定期的に「女性バドミントン講習会」を開催
している。なお、その際の市民体育館使用料は「大東市体育施設条例施行
規則」（以下「施行規則」という。）に基づき5割減免で申請している。

（2）判断

① 体育館等使用料の減免について

ア 学校体育館について

請求人は連盟役員が、「Lこども会」の名前で住道南小学校を10割減免
で押さえ、こども会以外の参加者も受け入れて「M（個別クラブ名）」の活
動を行っていると主張する。

この件について、減免申請を受け付けている学校管理課の運用では、減免
申請をする際、申請者は先に学校施設使用許可申請書に必要事項を記入し、
希望する施設の学校長に許可を表す印を押してもらった後、学校管理課に
使用料減免申請書と一緒に提出することになっている。

学校管理課は提出された学校施設使用許可申請書及び使用料減免申請書
の団体名と、学校施設使用許可申請書に押印されている学校長印を確認した
上で受け付けている。

また内規に基づき、こども会の諸活動については、学校体育館の使用料の

10割減免を認めている。

なお、参加者に「Lこども会」以外の者が含まれていても、こども会の正式な活動であれば減免を受け付けるというのが、学校管理課の見解である。

このことについて当職から「Lこども会」の会長に文書で確認したところ、K氏が代表者として行っている子どものバドミントン活動は、「Lこども会」の活動として認識しているとの回答であった。

以上の確認により、こども会の正式な活動であること、また学校管理課が「Lこども会」に対して、学校体育館使用料を10割減免している措置について違法、不当な内容はないと判断する。

イ 市民体育館について

請求人は、連盟が「女性バドミントン講習会」という名目で市民体育館の月曜日を5割減免で年間押さえているが、実態は連盟所属の「C（個別クラブ名）」が自分たちの練習に使っていると主張している。また、同クラブは金曜日に「N（個別クラブ名）」と名称を変え、市民体育館を5割減免で使用していると述べている。

このため、連盟に対して文書で確認を行ったところ、まず「女性バドミントン講習会」については、一般市民の誰もが参加できるよう募集を行い、広くスポーツの振興に寄与している連盟主催の事業に位置付けられるものであるとのことであった。

当職としては、請求人が主張する個別クラブの練習とは異なるものと判断する。

なお、C（個別クラブ名）のメンバーは講師として講習会に参加し、指導を行っているとの回答を得た。

施行規則第10条第1項第2号では「委員会が認めた社会教育団体が市民

のスポーツ振興のために行う事業に使用するときで、委員会が特別の事由があると認めるとき。」は、5割減免が認められている。

このことから「女性バドミントン講習会」の減免措置に違法、不当な内容はないものと判断する。

また、「C（個別クラブ名）」「N（個別クラブ名）」の施設使用許可申請書を平成26年度まで遡り減免措置の有無を確認した。

その結果、両クラブともに通常の使用許可申請書があるだけで、5割減免をしている事例は見当たらなかった。

② 営利目的について

ア 「Lこども会」の活動について

住道南小学校体育館で行っている「Lこども会」の参加者は1回1人500円の参加料を支払っている。これは営利目的の活動であると請求人は主張する。

この件について、実際に活動している「Lこども会」に文書で確認を行ったところ、1回の参加で子どもから500円を徴収しているが、毎回徴収しているわけではなく、また同伴の保護者からは基本的に参加料は徴収していないとのことであった。

またその用途は、消耗品、施設使用料、大会参加費、交通費、保険料、お菓子、ジュース等の実費相当とのことであり、当職としては営利行為に対する使用を許可したものはなく、違法、不当な内容はないものと判断した。

イ 「女性バドミントン講習会」の活動について

市民体育館で定期的に行われている「女性バドミントン講習会」については、参加者から参加料を徴収しているが、この講習会は連盟の公式活動と

して総会で報告されており、また、その収支についても連盟の会計に計上され決算報告が行われている。

このことから当講習会は連盟としての公式活動であり、営利目的に該当するものではないと判断した。

(3) 結論

以上の判断により、請求人の請求には理由がなく、これを棄却する。

なお、本件監査結果の決定にあたり、監査委員として思料するところがあったので、別紙のとおり市長及び教育長に対し意見書を提出した。

大東 監 第 2 0 9 号
平成 3 1 年 3 月 2 0 日

大東市長 東 坂 浩 一 様

大東市教育委員会

教育長 亀 岡 治 義 様

大東市監査委員 乗本 良一

大東市監査委員 酒井 一樹

意 見 書

平成 3 1 年 1 月 2 4 日付けで提出された住民監査請求について、本日棄却したところですが、監査を実施する中で思料する事項があったので、下記のとおり意見を述べます。

記

1 減免基準について (条例による教育委員会事務)

今回の住民監査請求の結果は、学校体育館等の使用に関して適用された減免の内容が不当には至らないこと、また営利目的の使用でもなかったことから請求を棄却したものであります。

しかしながら教育委員会が行っている減免措置の多くは、平成 1 2 年に一部

が改訂された「内規」に基づく減免であります。減免の可否が実質的に体育協会加盟の有無によって決まる等、個別のチーム間に差が生じています。

については現行の減免基準について、今日的な妥当性を検証されるとともに、内規から規則に基づく減免へと変更される等、より明確で合理的な基準となるよう見直しを検討されたい。

2 委託料の支出事務について（市長権限事務の補助執行分）

市から体育協会に対する委託料の支出について、過年度において収支報告書の提出を求める等、補助金支出と誤解を受けるような不必要な事務処理が行われていました。

現在すでに是正が行われていますが、今後は適正な事務処理に努められるとともに、加えて体育協会の事務処理についても適切な助言を行うよう努めて頂きたい。